

石巻市側溝清掃報奨金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における快適な生活環境の保全と清潔なまちづくりを推進するため、町内会等が実施する側溝清掃に対し、予算の範囲内において報奨金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 報奨金の交付の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、市内の町内会、行政区等地域住民で構成する自治組織とする。

(対象事業)

第3条 報奨金の交付の対象となる事業は、対象団体が主体となり実施する側溝清掃とする。

(報奨金の額)

第4条 報奨金の額は、側溝清掃1回当たり5,000円とし、対象団体ごとに1年度につき10,000円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 報奨金の交付を受けようとする対象団体の代表者（以下「申請者」という。）は、石巻市側溝清掃報奨金交付申請書兼実績報告書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 側溝清掃実施箇所（区域）の略図
- (2) 側溝清掃の実施を証する写真

(報奨金の交付)

第6条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、報奨金を交付するものとする。

(報奨金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により報奨金の交付を受けた対象団体に対して、交付を行った報奨金の返還を求めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

石巻市側溝清掃報奨金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

石巻市長 （あて）

町内会又は行政区等名
代表者氏名

下記のとおり側溝清掃を実施したので、石巻市側溝清掃報奨金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 実施報告

実施年月日	年 月 日	土のう袋の回収依頼の有無	有 ・ 無
参加人数	人	土のう袋数 ※回収を依頼される場合に記入	袋

2 振込先口座

金融機関名		本・支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
ふりがな			
口座名義人			

3 添付書類

- (1) 側溝清掃実施箇所（区域）の略図
（土のう袋の回収を依頼される場合は、集積箇所及び数も記載すること。）
- (2) 側溝清掃の実施を証する写真